

牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>前文</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平成23年6月、F A O及び国際獣疫事務局（以下「<u>W O A H</u>」という。）は、牛疫の世界的な撲滅を宣言し、その後、F A O及び<u>W O A H</u>の主導で、研究機関等が保持する牛疫ウイルスは基本的に廃棄され、安全性が確認された認定施設でのみ隔離管理する方針が決定された。その方針に基づき、平成27年6月には、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）が、現在、世界で6か所の牛疫ウイルス含有物質所持施設（牛疫ウイルスの所持及びワクチンの製造及び保管施設）のひとつに認定されている。</p> <p>4 他方で、何らかの原因で牛疫が再興する可能性を完全には否定できないことから、家畜（飼養されている牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。</p> <p>5 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 異常家畜の発見及び検査等の実施</p> <p>1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応 都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、牛疫を疑う</p>	<p>前文</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 平成23年6月、F A O及び国際獣疫事務局（以下「<u>O I E</u>」という。）は、牛疫の世界的な撲滅を宣言し、その後、F A O及び<u>O I E</u>の主導で、研究機関等が保持する牛疫ウイルスは基本的に廃棄され、安全性が確認された認定施設でのみ隔離管理する方針が決定された。その方針に基づき、平成27年6月には、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）が、現在、世界で6か所の牛疫ウイルス含有物質所持施設（牛疫ウイルスの所持及びワクチンの製造及び保管施設）のひとつに認定されている。</p> <p>4 他方で、何らかの原因で牛疫が再興する可能性を完全には否定できないことから、家畜（飼養されている牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。<u>以下同じ。</u>）及び関係団体等とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。</p> <p>5 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 異常家畜の発見及び検査等の実施</p> <p>1 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応 都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、牛疫を疑う</p>

症状（以下「臨床症状」という。）を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）に関する届出があり、当該届出の内容が次の(1)又は(2)の症状（以下「特定症状」という。）に該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

(1) 同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において飼養している家畜について、次に掲げる症状のいずれにも該当する

。

① 複数の家畜に40.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内又は鼻腔内に出血、びらん又は潰瘍がある。

② 死亡家畜が急激に増加している。

(2) 家畜から採取した検体について動物用生物学的製剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から牛疫ウイルス

症状を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）に関する届出があり、当該届出の内容が次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

(1) 複数の家畜に40.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内又は鼻腔内に出血、びらん又は潰瘍がある。

(2) 死亡家畜が急激に増加している。

スの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体が確認される。

2 都道府県による臨床検査及び解剖検査

(1) (略)

(2) 家畜防疫員は、臨床検査の結果、特定症状を確認し、牛疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防疫指針第4の2の(3)に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、口蹄疫防疫指針第4の2から8までに基づき対応する。

①～⑤ (略)

(3)・(4) (略)

3 (略)

4 農場等における措置

(1) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア～エ (略)

2 都道府県による臨床検査及び解剖検査

(1) (略)

(2) 家畜防疫員は、臨床検査の結果、1の(1)及び(2)に掲げる異状を確認し、牛疫を否定できないと判断した場合には、直ちに、都道府県畜産主務課に対し、臨床検査の結果及び死亡家畜の解剖検査を行う旨の連絡を行うとともに、速やかに、死亡家畜を家畜保健衛生所に運搬し、解剖検査を行う。その際、次の措置を講ずる。ただし、当該異状が口蹄疫防疫指針第4の2の(3)に規定する特定症状に該当する場合には、解剖検査は行わず、口蹄疫防疫指針第4の2から8までに基づき対応する。

①～⑤ (略)

(3)・(4) (略)

3 (略)

4 農場における措置

(1) 都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

① 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第32条第1項に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

ア～エ (略)

オ 家畜の排せつ物等 (胎盤を含む。以下同じ。)

カ (略)

②～④ (略)

(2) (略)

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも6により動物衛生研究部門が行う遺伝子検出検査（RT-PCR検査又はリアルタイムRT-PCR検査をいう。以下同じ。）の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) (略)

(3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否の検討を含む。）

(4)～(6) (略)

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査（ウイルス分離検査及び遺伝子検出検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7 (略)

第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により、病性等の判定を行うものとする。

オ 家畜の排せつ物等

カ (略)

②～④ (略)

(2) (略)

5 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、3により検体を動物衛生研究部門に搬入した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも6により動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) (略)

(3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）

(4)～(6) (略)

6 動物衛生研究部門による検査

動物衛生研究部門は、3により都道府県から検体の搬入があった場合には、抗原検査（ウイルス分離検査及びRT-PCR検査等の遺伝子検査）及び血清抗体検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。

7 (略)

第5 病性等の判定

農林水産省は、次の1及び2により、病性等の判定を行うものとする。

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

- (1) 病変部位の写真、疫学情報及び第4の6の動物衛生研究部門が行う遺伝子検出検査の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第9の3の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第12の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から牛疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。

(2) (略)

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① (略)
- ② 牛疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検出検査により牛疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ (略)

(2) 疑似患畜

1 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

- (1) 病変部位の写真、疫学情報及び第4の6の動物衛生研究部門が行う遺伝子検査の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第9の1の(1)の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第12の1の(2)の疫学関連家畜について、病変部位の写真から牛疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、小委の委員等の専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。

(2) (略)

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) 患畜

- ① (略)
- ② 牛疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により牛疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ (略)

(2) 疑似患畜

① (略)

② 第9の3の移動制限区域内の農場又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、牛疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

③～⑥ (略)

第6～第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定(法第32条)

1・2 (略)

3 制限区域の解除

家畜等(4に掲げるものをいう。3の柱書、5の(3)及び(4)において同じ。)の移動を禁止する区域(以下第1節において「移動制限区域」という。)及び家畜等の搬出を禁止する区域(以下「搬出制限区域」という。)は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了(法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒(1回目)が全て完了していることをいう。以下同じ。)後17日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

(2) (略)

4 制限の対象

① (略)

② 第9の1の(1)の移動制限区域内の農場又は第12の1の(2)の疫学関連家畜を飼養する農場において、牛疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

③～⑥ (略)

第6～第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定(法第32条)

1・2 (略)

3 制限区域の解除

家畜等(4に掲げるものをいう。3の柱書、5の(3)及び(4)において同じ。)の移動を禁止する区域(以下第1節において「移動制限区域」という。)及び家畜等の搬出を禁止する区域(以下「搬出制限区域」という。)は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

(1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了(法第16条に基づくと殺、法第21条に基づく死体の処理及び法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒(1回目)が全て完了していることをいう。以下同じ。)後17日が経過した後に実施する第12の2の(2)の清浄性確認検査により、全ての農場で陰性が確認されていること。

(2) (略)

4 制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする

。

(1)～(5) (略)

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

②・③ (略)

(2) 制限区域外の家畜の死体等の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の措置を講ずる。

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする

。

(1)～(5) (略)

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

5 制限の対象外

(1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）内の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料又は飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒を行うことを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動させることができる。

②・③ (略)

(2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③の措置を講ずる。

(3)・(4) (略)

第10・11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) (略)

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から⑤までのいずれかに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに臨床検査を行う((1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。)。また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性のある日から21日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するように指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、21日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

①～③ (略)

④ 第5の2の(2)の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

⑤ (略)

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

(3)・(4) (略)

第10・11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 疫学調査

(1) (略)

(2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から⑤までのいずれかに該当する家畜であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、速やかに臨床検査を行う((1)又は2の(1)の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。)。また、患畜又は疑似患畜との接触後又は接触若しくは交差汚染した可能性のある日から21日を経過した後に、血清抗体検査を実施するための血液を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

なお、都道府県は、疫学関連家畜を飼養する農場の家畜の所有者に対し、健康観察を徹底するように指導するとともに、法第52条に基づき、毎日、当日の死亡頭数等について、21日を経過した後に行う検査で陰性が確認されるまで報告するよう求める。

①～③ (略)

④ 第5の2の(2)の④から⑥に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

⑤ (略)

(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断してから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① (略)

② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検出検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）

③～⑥ (略)

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、牛疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① (略)

② 立入検査

ア 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1 km以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあっては、

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断してから、(2)の検査で陰性が確認されるまで、法第32条に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

① (略)

② 生乳（臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。）

③～⑥ (略)

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、牛疫の発生が確認された場合には、次により調査及び検査を実施する。

① (略)

② 立入検査

ア 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として24時間以内に、少なくとも発生農場から半径1 km以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下同じ。）にあっては、

満17か月以上)のものに限る。)及び水牛にあっては200頭以上、牛(月齢が満4か月以上満24か月未満(肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満)のものに限る。)、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検出検査及び血清抗体検査を行うための検体(血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節)を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。)のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を行う。臨床検査の結果、遺伝子検出検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体(血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節)を採材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に行う。

(2) (略)

3 (略)

4 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

満17か月以上)のものに限る。)及び水牛にあっては200頭以上、牛(月齢が満4か月以上満24か月未満(肥育牛にあっては、満4か月以上満17か月未満)のものに限る。)、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上飼養する農場をいう。)に立ち入り、臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体(血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節)を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

イ 都道府県は、アの検査に引き続き、移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場及び①の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る。)のうち当該検査の対象外となったものに立ち入り、臨床検査を行う。臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したとき又は動物衛生課から検体送付の指示があったときは、検体(血液、眼瞼ぬぐい液並びに死亡家畜の脾臓及びリンパ節)を採材し、動物衛生研究部門に送付する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に行う。

(2) (略)

3 (略)

4 1の(2)又は2の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応

(1) (略)

(2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第5の2の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）の策定を行う。

5 (略)

6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

(2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①・② (略)

(3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を

(1) (略)

(2) 農林水産省は、1の(2)又は2及びこれらの後に行う3の検査の結果並びに(1)において行う第4の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）の策定を行う。

5 (略)

6 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) 都道府県は、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

(2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

①・② (略)

(3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係

交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

7 (略)

第13～第20 (略)

第21 移動制限区域の設定 (法第32条)

1～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具 (適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。)

8 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家畜の死体、排せつ物等、敷料及び飼料等の処分のための移動

家畜防疫員が飼養されている家畜に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に家畜の死体等を移動させることができる。

①・② (略)

(2) 移動制限区域外の家畜の死体等の処分のための移動

移動制限区域外の農場の家畜の死体、家畜の排せつ物等、敷料、飼料等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制

る措置をとるべき旨を命ずる。

7 (略)

第13～第20 (略)

第21 移動制限区域の設定 (法第32条)

1～6 (略)

7 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 敷料、飼料及び家畜飼養器具 (農場以外からの移動を除く。)

8 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の家畜の死体、排せつ物、敷料及び飼料等の処分のための移動

家畜防疫員が飼養されている家畜に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化処理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に家畜の死体等を移動させることができる。

①・② (略)

(2) 移動制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

移動制限区域外の農場の家畜の死体について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行うことを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させ

限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の②の措置を講ずる。

(3)・(4) (略)

第22・第23 (略)

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

(1) (略)

(2) 家畜における検査

都道府県は、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては、6頭以上飼養する農場に限る。）に対する立入検査を行い、特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

2・3 (略)

4 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) 都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性

ることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の②の措置を講ずる。

(3)・(4) (略)

第22・第23 (略)

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第18の病性の判定前に実施することができる。

(1) (略)

(2) 家畜における検査

都道府県は、移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては、6頭以上飼養する農場に限る。）に対する立入検査を行い、第4の1の(1)及び(2)に掲げる異状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

2・3 (略)

4 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認（法第34条の2）

(1) 都道府県は、第18により野生動物において牛疫が陽性

であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

- (2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善する旨の勧告を行う。

①・② (略)

- (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、飼養衛生管理指導等計画に沿って、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第25 (略)

であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査及び第1の3の(2)によるこれまでの飼養衛生管理に係る指導の結果等により、移動制限区域内を中心に家畜を飼養する農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。

- (2) 都道府県は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準のうち次に掲げる事項を遵守しておらず、直ちに改善しなければ牛疫がまん延する可能性が高いと認める場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善する旨の勧告を行う。

①・② (略)

- (3) 都道府県は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。

第25 (略)